別記第五十九号様式(令第九十四条第一項及び第百一条第一項の規定による投票用紙等請求書の様式)(第五十八条関係) その一(在外公館等における在外投票用の投票用紙等請求書)

## 投票用纸等請求書

(在外公館等における在外投票)

いたいので、回法施行令第94条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 日本国憲法の改正手続に関する法律第62条第1項第1号の規定により、何年何月何日執行の国民投票において、在外投票を行

在外投票人証又は在外選挙人証の交付番号 凩 が

在外投票人証/在外選挙人証

何在外公館の長 そん

Ĥ

- 併 田 日」ごは、投票用紙等を請求する日を書いたください。
- 0 「氏名」欄には、在外投票人間又は在外邀挙人間に記載されている氏名を圧臨に書いてください。
- 在外投票人証又は在外選挙人証を必ず提出又は提示してください。
- 旅券 (所持していない場合は在外公館の長の求める身分証明書等) をあわせて提示してください。

その二 (郵便等による在外投票用の投票用紙等請求書)

## 投票用纸等請求書

(郵便等による在外投票)

いたいので、同法施行令第101条第1項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 日本国憲法の改正手続に関する法律第62条第1項第2号の規定により、何年何月何日執行の国民投票において、在外投票を行

在外投票人証又は在外	エ	珉
は在外選挙人証の交付番号	柘	谷
在外投票人証/在外選挙人証		

市区町村 選挙管理委員会委員長 あて

## 注意意

- . 「 年 月 日」には、投票用紙等を請求する日を書いてください。
- 0 「氏名」欄には、 在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている氏名を正確に書いてください。
- ください。)。 「署名」欄は、必ず自分で書いてください(在外投票人名簿登録申請時又は在外選挙人名簿登録申請時の署名を書いて
- 在外投票人証又は在外選挙人証を必ず同封してください。
- S 選挙人証に記載されている住所に送付されます。 先」に送付され、在外投票人証又は在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がない場合は、 投票用紙等は、在外投票人証又は在外選挙人証の「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付 在外投票人証又は在外
- 合は、 在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている住所又は住所以外の送付先が住所又は在留届の緊急連絡先と異なる場 あらかじめ住所を管轄する在外公館まで変更の届出を行ってください。
- **心届び出てください。** 投票用紙等の送付先を変更する場合は、在外投票人証又は在外選挙人証とともにあらかじめ住所を管轄する在外公館ま
- 村選挙管理委員会委員長の名称(在外投票人証又は在外選挙人証に記載されている市区町村選挙管理委員 会委員 長の名 を書いてください。 市区町村選挙管理委員会委員長」には、あなたの在外投票人証又は在外選挙人証を発行している市区町